○農林水産省告示第七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県庄原市川西町字天神山三二七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字天神山三二七（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県庄原市比和町比和字古屋平五五五の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県庄原市高野町岡大内字岡五〇八〇、五一〇六、字殿釜五五一九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県庄原市高野町岡大内字岡五〇七三、五〇七四の一、五〇七四の二、五〇七五から五〇七九まで、五〇八一から五〇八五まで、五〇八六の一、五〇八六の二、五〇八六の三、五〇八七から五一〇三まで、五一〇七、五一〇九から五一一七まで、五一一九から五一二三まで、五一二四から五一三三まで、五一三七、五一三八の二、五一三九から五一四二まで、字大内五四〇三の一、五四〇三の四、五四〇三の八、五四〇五の一、五四〇六から五四二四まで、五四二五の一、五四二五の二、五四二六から五四二八まで、五四二九の一、五四二九の二、五四三〇、五四三三、五四三四の一、五四三五、五四三六、五四三七の一、五四三八、五四三九、甲五四四〇の一、五四六五の一、五四六六の一、五四六六の三、五四六八、五四六九の一、五四七〇から五四七六まで、五四七七の一から五四七七の三まで、五四七八から五四八一まで、五四八三から五四九三まで、五四九五から五五〇一まで、五五〇二の一、五五〇三から五五一六まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県庄原市高野町岡大内字半戸五三二八、五三三〇から五三三二まで、五三三五の二、五三三六の一、五三三六の二、五三三七から五三四二まで、五三四三の一、五三四三の二、五三四四から五三五二まで、五三五三の二、五三五四から五三五六まで、五三五七の二、五三五八、五三五九の一から五三五九の三まで、五三六〇、五三六一の一、五三六五から五三六八まで、五三七〇、五三七一、五三七五、五三八〇の一、五三八一から五三八七まで、五三九九、五三九一、字大内五三九三、五三九四の一から五三九四の五まで、五四〇二の一、五四〇二の八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字駒帰字荒神ノ元三七九の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字中原字大シヤレ五六二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）